

[事案 27-216] 配当金支払請求・特約継続請求

・平成 28 年 6 月 30 日 和解成立

<事案の概要>

契約時の設計書に記載された積立配当金累計額の支払い、および失効した特約の復元を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 5 月に契約した終身保険について、設計書どおりの積立配当金累計額を支払ってほしい。(請求①)

また、平成 27 年 3 月に保険会社から積立配当金累計額について説明を受けた際、「積立配当金累計額がそのように低額ならば、特約保険料は支払いたくない」旨を述べたところ、保険会社は、自分に確認せず保険料の口座引去りを停止したので特約は失効した。については、失効を取り消してほしい。(請求②)

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求①について、積立配当金は、設計書およびパンフレットに、将来の支払を約束するものではないことが明記されている。
- (2) 請求②について、申立人から保険料を支払わない意思表示があったので、口座引去りを停止したものであり、失効の取消しに応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況および本件特約の失効時の経緯等を把握するため、申立人および保険会社担当者に対して事情聴取を行った。

なお、募集人は既に退職し連絡先不明のため実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社には設計書の積立配当金累計額の支払い、および特約の失効を取り消すまでの義務は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 保険会社の担当者は、平成 27 年 3 月 27 日の話し合い終了時点で、特約継続については、申立人との間で結論が出ていないとの認識を持っていた。
- (2) 保険会社の担当者は、申立人から保険料支払いの意思を再確認せずに引き去りを中止しており、特約の継続についての申立人への意思確認が十分でなかった。